

〈幼稚園・認定こども園（教育部）〉

石井町内に住所を有し、幼稚園・認定こども園（教育部）を利用する第2子（3歳児～5歳児）の保育料について、これまで半額負担だった（下記①及び②の場合）を無料に変更しました。

※3歳児とは、4月1日時点において満3歳に達している児童であり、年度途中で満3歳の誕生日を迎える児童は対象とはなりません。

<変更内容>

① 第1子が小学4年生以上18歳未満である場合

[平成30年9月分の保育料から]

第2子 無料（3歳児～5歳児）

第3子以降 無料

[平成30年8月分の保育料まで]

第2子 半額

第3子以降 無料

（※いちばん上の子どもが18歳に達した場合は、その下の子ども（18歳未満）を第1子として数えます。）

② 第1子が小学校3年以下である場合

[平成30年9月分の保育料から]

第2子以降 無料（3歳児～5歳児）

[平成30年8月分の保育料まで]

第2子 公立 無料

私立 半額

※対象となる園は、石井町立幼稚園を含む「子ども・子育て支援新制度」移行幼稚園・認定こども園が対象です。

※預かり保育料の利用料は、対象となりません。

お問い合わせ先 教育委員会 学校教育課 TEL 088-674-7505